

令和8年度

マチグッー周遊デジタルスタンプラリー事業に係る
公募型プロポーザル募集要領

令和8年6月

那覇市 経済観光部 なはまち振興課

1 募集概要

(1) 事業名

令和8年度マチグワー周遊デジタルスタンプラリー事業（以下「本事業」という）

(2) 事業目的

今年度は、首里城正殿復元及び読売ジャイアンツ春季キャンプにおいて多くの来場者が見込まれるため、これを契機としてデジタルスタンプラリーを実施する。本事業は来場者の中心市街地への誘客を図るとともに、地域の観光資源を活用した回遊性の向上、滞在時間の延長及び域内消費の促進を図り、観光及び地域経済振興の相乗効果による中心市街地の活性化を目的とする。

(3) 事業内容

「令和8年度マチグワー周遊デジタルスタンプラリー事業 業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 企画提案上限額

5,360,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 形式

本事業は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

(1) 提案事業者参加資格要件

提案事業者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- ③ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 租税の滞納がないこと。
- ⑦ 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。
- ⑧ 那覇市内に本社、若しくは支店又は営業所を有する者であること。

(2) 協力連携事業者について

提案事業者は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携を行うことができる。

ただし、協力連携事業者は、本事業の提案事業者となること及び他の提案事業者の協力連携事業者となることはできない。

なお、協力連携事業者は「4 参加資格要件 (1) の①～⑦」までの要件を満たすものとする。

5 スケジュール (予定)

①	公募開始 (公告)	令和 8 年 6 月 10 日 (水)
②	質問書受付期間	令和 8 年 6 月 25 日 (木) まで
③	質問書に対する本市回答期限	令和 8 年 6 月 30 日 (火)
④	企画提案書等提出期限	令和 8 年 7 月 8 日 (水) 17 時まで
⑤	提案審査 (プレゼンテーション) 実施	令和 8 年 7 月 15 日 (水) 予定
⑥	審査結果通知 (予定)	令和 8 年 7 月中旬
⑦	契約締結 (予定)	令和 8 年 7 月下旬

6 応募の手続き等

(1) 質問受付及び回答

質問がある場合は、様式 8「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。
その際の件名は「質問書 (マチグワー周遊デジタルスタンプラリー事業)」とすること。

①提出期限：令和 8 年 6 月 25 日 (木)

②宛先：K-NAHA001@city.naha.lg.jp

※@の前の「K-NAHA」は英字、「001」は数字。

③回答方法：令和 8 年 6 月 30 日 (火) までに本市公式ホームページに掲載する。

(2) 企画提案書等の提出

提案事業者は、「令和 8 年度マチグワー周遊デジタルスタンプラリー事業 業務委託仕様書」に基づき作成し、以下の書類を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書(様式 1)

イ 企画提案提出書 (様式 2)

ウ 企画提案書

エ 見積書 (様式 3)

オ 見積明細書 (様式 4)

カ 会社概要(様式 5)

キ 業務実績調書(様式 6)

ク 定款

- ケ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- コ 直近の市町村税の完納（滞納が無いこと）を証明する書類
- サ 協力連携事業者届出書(様式 7) ※協力連携事業者がいる場合のみ
※協力連携事業者においては、カ、キ、ク、ケ、コを必要とする。

② 形式

- ア 提案書は表紙、各種様式を除いて A4 用紙にて 15 頁以内とする。
- イ 各書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、上記（2）①ア～サの順で A4 フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。
- ウ 正本 1 部、副本 1 部の計 2 部と、正本の PDF データ(CD、DVD-ROM 等。USB 不可。)を提出すること。ファイル表面には、事業者名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。なお、副本は正本のコピーで構わない。
- エ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ 1 部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

③ 提出について

- ア 提出先：那覇市役所 なはまち振興課 地域商店街活性化グループ
(〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 6 階)
※受付は 9 時～17 時（12 時～13 時は除く）。 ※閉庁日（土日、祝日）は受付不可。
- イ 提出方法：直接なはまち振興課窓口へ持参又は書類郵送
※電子メール又は FAX によるものは受け付けない。
- ウ 提出期限：令和 8 年 7 月 8 日（水）17 時 ※必着（書類郵送も含む）
※提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

(3) 参加の辞退

参加表明書兼誓約書の提出後、参加の辞退を行う場合は、提案辞退届（様式 9）により申し出ること。

7 提案審査に関する事項

(1) 審査方法及び区分

① 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションにより選定する。なお、応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。

② 審査区分

審査区分	審査評価方法
提案審査	書類審査及び提案事業者によるプレゼンテーションに基づき、審査及び評価を行う。
価格審査	見積額の評価を行う。

(2) 評価項目

審査の評価項目は次の表のとおりとする。

<評価項目及び評価内容>

評価項目	評価内容
1. 業務目的との合致性	・業務の趣旨を十分に理解し、目的達成のための提案が具体的でわかりやすく記載されているか。
2. システムのデザイン性	・事業の趣旨に沿った那覇市の魅力を PR できるデザイン、内容になっているか。 ・市民、県民、観光客の参加意欲を高め、周遊を促すデザイン、内容になっているか。
3. システムの利便性	・対象店舗が把握しやすいか。 ・マップ機能を活用し対象店舗を案内可能か。 ・その他利用者が使いやすくなるような工夫がされているか。
4. システムの保守	・システムの保守管理方法は適切か。
5. 広報	・地域内外へ効果的に情報発信ができているか。
6. グッズ選定	・魅力あるノベルティグッズとなっているか。
7. 実施体制	・従事するスタッフ体制は妥当であるか。 ・協力連携事業者がある場合はその役割は明確で妥当であるか。
8. 店舗対応	・参加店舗の募集や対応が効果的に実施できるか。
9. スケジュール	・業務スケジュールや業務フローは妥当か。
10. 業務実績	・類似業務に携わった実績や経験を踏まえ、効果的な業務遂行が可能か。
11. 参加者のデータ分析	・スタンプラリー参加者の属性や利用店舗、アンケート結果等のデータを分析できる内容となっているか。
12. その他自由提案	・本事業を実施するうえで有用な内容か。
13. 費用見積	・提案内容に対し妥当な価格設定か。

(3) プレゼンテーション日時及び場所（予定）

期日 令和8年7月15日（水曜日）

（詳細な時間及び場所は別途通知する）

場所 那覇市役所本庁舎内会議室

時間 提案説明：15分以内、質疑応答：10分程度

- ①プレゼンテーションの順番については、企画提案書を受け付けた順とする。
- ②プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更及び資料の追加は認められない。

③大型液晶モニターについては事務局で準備するが、PC 等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案事業者自身が持参すること。

④那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案事業者にて料金を負担すること。

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価対象外とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全提案事業者あてに通知する。

また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名を公開する。

9 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) 同一の応募者が複数の提案をしたとき。なお、複数の応募者に同一の協力連携事業者が含まれる場合も同様とする。

(3) 書類等に虚偽の記載がある提案。

(4) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。

(5) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。

(6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

10 受託事業者の決定及び契約

(1) 企画提案の確定について

① 優先交渉権者選定後、本市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

② 協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。

② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。

③ 協議が成立したものを以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

① 契約時は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。

- ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (4) 契約締結にあたっての主な留意事項
- ① 本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
 - ② 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案のための費用等は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提案に使用する言語は日本語とする。
- (4) 企画提案書に関連する事項については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。

12 問い合わせ先

那覇市 経済観光部 なはまち振興課 地域商店街活性化グループ

担当：金城・本村

所在地：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階

電話：098-867-5260 F A X：098-863-1752

E-Mail：K-NAHA001@city.naha.lg.jp（@の前の「001」は数字。「lg」はLGの小文字。）